

「国民の保護に関する基本指針」を策定

武力攻撃事態等に備えて国民の避難・救援方法などを示す

平成十七年三月二十五日に「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定されました。

これは、平成十六年六月に成立した有事関連法の一つである「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という）の運用のための指針を示したものです。この基本指針に基づいて、平成十七年度中を目的に指定行政機関及び都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関の国民保護業務計画の作成が期待されます。

また、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、都道府県の国民保護計画に基づき、平成十八年度を目的に作成されることが期待されます。

Points 基本指針の内容

- 1 国民保護措置の実施に関する基本的な方針を掲げています
- 2 国民保護計画及び国民保護業務計画の作成の基準となるべき事項が盛り込まれています
- 3 想定される武力攻撃事態の類型を着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の四つに整理しています
- 4 四つの類型に応じて、住民の避難・避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置の実施に当たっての留意事項をまとめています。また、この類型においてNBC（核・生物・化学物質）が用いられた際の対応についても、その特徴や留意事項をまとめています

国民保護法を制定 有事において国民の生命・身体・財産を守る

テロや弾道ミサイルなどの 新たな脅威

二〇〇一（平成十三）年の九・

一一米国同時多発テロでは、一瞬間のうちに約三千人の市民の命が奪われました。その後もテロは世界各地で頻発しています。昨年には、スペイン・マドリードにおける連統列車爆破テロ（死者約百九十人）、ロシアの北オセチア共和国における小学校占拠テロ（死者三百三十人以上）などが起きています。冷戦終結後十年以上が経過し、国家間での本格的な侵略戦争が起きる可能性は薄らぎましたが、国際テロ組織の台頭、

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展といった新たな脅威が、世界の平和と安全を脅かし始めているのです。

我が国の周辺を見ると、一九九八（平成十）年、北朝鮮は我が国の上空を飛び越える形で「テポドンⅠ」を基礎とした弾道ミサイルの発射実験を行いました。また、日本近海では武装不審船が出現しています。二〇〇一（平成十三）年十二月に九州南西海域に出現した不審船は、自爆によるとみられる爆発を起こし沈没しましたが、その後の調査で北朝鮮の工作船であることが判明しています。

有事法制の基本的枠組みを示した武力攻撃事態対処法

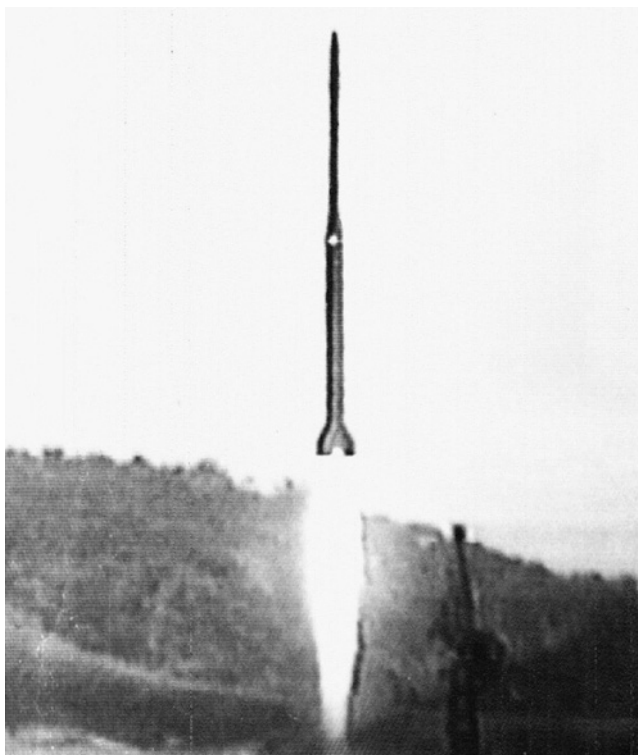
平成十五年六月に有事関連三法（武力攻撃事態対処法「安全保障会議設置法の一部改正法」「自衛隊法等の一部改正法」）が国会で成立しました。武力攻撃事態という国及び国民にとって最も重大な緊急事態に対処することができるように必要な備えをしておくことは、独立国家としての当然の責務です。

武力攻撃事態対処法（正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」）は、有事法制全体の中核として位置づけられるもので、有事法制

の基本的な枠組みを示した法律です（平成十五年六月施行）。我が国に対し外部からの武力攻撃が発生したときの対処について、基本理念、国・地方公共団体の責務、手続などの基本的事項が定められています。

武力攻撃事態等から国民を守る国民保護法

武力攻撃事態対処法は、いわばプログラム法といえるものです。法成立後、この法律の基本的枠組み、基本理念などに沿って、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別法制（事態対処法制）の整備が進められました。その一つが、国民保護法です。平成十六年六月に国会で成立し、同年



北朝鮮の弾道ミサイル「テポドン」 写真提供：朝鮮通信＝共同

有事関連法制における国民保護法の位置づけ

武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備
- 武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

自衛隊法の一部改正

- 防御施設の構築等の措置及び関係法律の適用除外等の特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

安全保障会議設置法の一部改正

- 議員に総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を追加
- 事態対処専門委員会を新設

九月から施行されています。国民保護法では、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命・身体・財産を守り、国民生

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

国民の保護のための法制

●国民保護法

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法一部改正法

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

政 策
フラッシュ

●武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成十五年六月六日に成立し、同月十三日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

●指定行政機関

内閣府 国家公安委員会 警察庁
防衛庁 防衛施設庁 金融庁 総務省
消防庁 法務省 公安調査庁 外務省
財務省 国税庁 文部科学省 文化庁
厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁 原子力安全・保安院
国土交通省 国土地理院 気象庁 海上保安庁 環境省

●指定公共機関

独立行政法人 日本銀行 日本赤十字社 日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で百六十法人が指定されている。

●指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その

基本指針のとりまとめに向けて 地方公共団体などの意見を聴く

国民保護法に基づき、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等に備えて、住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処などの措置についての具体的な計画づくりを行います。

今回、閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」は、そのための指針になるものです。国民保護法第三十二条では、「政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を定めるものとす」と規定されています。

基本指針の策定に当たっては、政府は、地方公共団体などの意見を積極的に聴きました。具体的には、平成十六年十二月に国民の保護に関する基本指針の要旨を公表し、地方公共団体や民間機関などの意見を聴くとともに、パブリック・コメント（意見公募）で、広く国民からの意見を募りました。それらの意見を参考にして、基本指針案がとりまとめられ、さらに、基本指針案について意見を聴くといった細かい手続を経て、平成十七年三月二十五日に「国民

の保護に関する基本指針」は閣議決定されたのです。提出された意見を踏まえて修正された主な点は、次のとおりです。

- ・大都市の避難について、原則として直ちに近傍の屋内施設に避難するように指示するなど、地域の特性に応じた避難方法を具体的に定めたこと
- ・自衛隊施設、米軍施設などの周辺地域における住民の避難について、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるように

国が必要な調整を行うこととしたこと

- ・都道府県における防災体制と併せた担当職員による当直など二十四時間即応体制を確保することに加えて、市町村においても、常備消防体制との連携を図りながら当直などの強化を図るように努めることとしたこと

- ・国及び地方公共団体は、生活関連等施設の管理者に対し安全確保措置の実施を要請する場合及び運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民等の運送を求めようとする場合に、必要な情報を随時十分に提供することなどにより、安全確保に十分配慮することとしたこと

このほか、実施措置の内容や主体をできるだけ具体化しました。

「国民の保護に関する基本指針」の概要

武力攻撃事態の類型と避難方法などを提示

「国民の保護に関する基本指針」の決定によって、武力攻撃やこれに準ずるテロ等の際に、国民の生命・財産を保護するために必要な基本的な態勢が整備されました。

以下、その概要を紹介します。なお、基本指針の全文については、

首相官邸ホームページをご覧ください（URLは19ページに掲載されています）。

国民の保護の基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公

他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

●生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

●国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、地方公共団体が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する計画、平等に備えておくべき物資や訓練等に関する計画などを定める。地方公共団体の計画の作成に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問することにも、指定行政機関と都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

●国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画の作成に当たっては、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づいて、次の点に留意しながら、万全の国民保護措置を的確・迅速に実施します。

- ① 基本的人権を尊重し、国民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施します。

- ② 国民の権利利益の迅速な救済が可能となるよう、その手続に係る処理体制を確保するとともに、文書を適切に管理します。

- ③ 武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供します。

- ④ 国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等に対する国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携に努めます。

- ⑤ 啓発活動の実施、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援を行うとともに、これらを通じて国民の協力を得られるよう努力します。

- ⑥ 日本赤十字社の自主性を尊重するとともに、放送事業者の言論その他表現の自由に配慮するなど、指定公共機関及び指定地方公共機関についてその自主性を尊重します。

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」

国民の保護に関する基本指針（閣議決定・国会報告）

- ・ 国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・ 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型（着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）
- ・ 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

指定行政機関 国民保護計画

- ・ 内閣総理大臣に協議

都道府県 国民保護計画

- ・ 内閣総理大臣に協議

指定公共機関 国民保護業務計画

- ・ 内閣総理大臣に報告

- ・ 都道府県国民保護協議会に諮問
- ・ 議会へ報告

- ・ 市町村国民保護協議会に諮問
- ・ 議会へ報告

市町村 国民保護計画

- ・ 都道府県知事に協議

指定地方公共機関 国民保護業務計画

- ・ 都道府県知事に報告

⑦ 警報の伝達、避難誘導、救援等に当たっては、高齢者、障害者など特に配慮を必要とする人の保護に留意するとともに、外国人の安否情報の収集等については、国際人道法を的確に実施します。

⑧ 国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者などの安全確保

⑨ 内閣総理大臣が避難措置の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないときには、自ら又は関係大臣を指揮し、所要の措置（是正措置）を講じます。

武力攻撃事態の特徴と留意点

基本指針では、武力攻撃事態と

して、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の四つの類型を想定しています。これらの事態は、複合して起こることが想定されますが、それぞれの類型の特徴と避難等に当たっての留意点を整理しています。

①着上陸侵攻の場合

＜特徴＞

- ・船舶で上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすいと考えられます。

- ・武力攻撃予測事態（武力攻撃事態）には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態において、住民の避難を行うことが想定されます。

- ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間が比較的長期に及ぶことが予想されます。

＜留意点＞

- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させます。

- ・広域避難に伴う混乱が発生するのを防ぐため、対策本部長の調整の下で、避難経路を確保するとともに、秩序ある避難を行うために、交通規制を適宜実施します。

- ・都道府県の区域を越える避難の場合、対策本部長は、関係都

道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置を指示します。

- ・国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保します。特に、国は、離島の避難について、航空機や船舶の使用などについての基本的な考え方を示し、交通手段を確保できるように支援します。

- ・避難生活が長期にわたることにも予想されることから、食品などの救援物資を円滑に調達・確保することができるよう、あらかじめ供給・調達体制を整備します。特に離島については、国が特段に配慮します。

②ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

＜特徴＞

- ・事前にその活動を予測・察知できず、突発的に被害が発生することもあると考えられます。

- ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、原子力事業所など、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがあります。

- ・NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用される場合が考えられます。

＜留意点＞

- ・武力攻撃が行われる地域の今

後の推移の予測などを踏まえ、要避難地域の住民を速やかに避難させます。

- ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全措置を講じながら適当な場所に避難させるなど適切に対応します。

- ・都道府県知事による住民の危険防止のための緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を講じます。

③弾道ミサイル攻撃の場合

＜特徴＞

- ・発射された段階で攻撃目標を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。

- ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類によって被害の様相とそれに対する対応が大きく異なります。

＜留意点＞

- ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要です。

- ・発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置を指示します。

- ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置を講じます。



大阪港で行われたテロ対策訓練。海上保安官が不審船に飛び乗り、乗組員を捕まえた写真提供：共同通信社

④航空攻撃の場合

＜特徴＞

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べて時間的余裕はありますが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難です。



地下鉄駅構内でサリンを想定したテロ訓練を行う消防隊員
写真提供：共同通信社

・都市部の主要な施設や生活に不可欠な水道・ガス・電気などのライフラインのインフラ施設（社会基盤）が目標となることも考えられます。

＜留意点＞

- ・攻撃目標地を限定せずに、屋内避難等の避難措置を広範囲に指示する必要があります。
- ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎などの地下施設に避難させ、その後、事態の推移、被害の状況などに応じて、他の安全な地域へ避難させます。
- ・生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害発生・

拡大の防止に努めます。

攻撃の手段としてNBCが用いられた場合

基本指針では、四つの武力攻撃

事態の類型のほかに、NBC（核・生物・化学物質）が攻撃の手段として用いられた場合についても定めています。NBC攻撃を受けた場合に共通する留意点、核兵器、生物兵器、化学兵器のそれぞれの場合の留意点は、次のとおりです。

① 共通の留意点

- ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保、汚染地域の範囲の確定、除染の実施など、汚染の拡大防止のために必要な措置を講じます。
- ・消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用し、除染、救助などに当たります。
- ・関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定などの措置を講じます。
- ・避難住民を誘導する際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせます。
- ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋などへ避難させます。
- ・国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供などの支援を速やかに行います。

② 核兵器の場合

- ・避難誘導に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパなどにより放射性降下物による外部被ばくを抑制します。
- ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用などにより内部被ばくを低減します。
- ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設などに避難し、状況に応じて放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させます。

- ・放射線医学総合研究所などの医療関係者などからなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣します。
- ・被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療を実施します。

- ・汚染地域への立入制限を確実に行うとともに、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施します。

③ 生物兵器の場合

- ・人に知られることなく散布することが可能なことから、二次感染の拡大防止が課題です。
- ・国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス（疾病監視）により、感染源と汚染地域を特定します。
- ・感染源となった病原体の特性に応じた医療活動を行い、感染

者を入院させ治療し、蔓延（まんえん）するのを防ぎます。

- ・国民に必要なワクチン接種を行うとともに、それに関する情報を広報します。

- ・医療関係者に天然痘などのワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じます。

④ 化学兵器の場合

- ・迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助など、汚染が拡大するのを防ぐための措置を迅速に行います。

- ・早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、化学剤の特性に応じた救急医療を実施します。

実施体制の確立

国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部署の事務分担、職員の配置を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確・迅速に実施するための体制を整備します。また、国、地方公共団体は、国民保護措置を円滑に実施できるように、研修制度を充実するなど、人材の育成に努めます。

特に、地方公共団体は、防災に関する体制を活用しながら、国民保護措置を実施する体制を整備していく必要があります。都道府県では、防災体制と併せて担当職員による当直など二十四時間

即応可能な体制の確保に、また、市町村では、常備消防体制との連携を図りながら当直などの強化に努めます。

国民の保護のための措置

武力攻撃事態の四つの類型に応じた留意事項及びNBC攻撃を受けた場合の留意事項についてはすでに述べましたので、ここでは、その他の国民の保護のための措置のポイントを紹介します。

①住民の避難に関する措置

武力攻撃事態等において国が発令する警報については、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク（地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）などの公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワークなどを活用して各地方公共団体に通知するとともに、武力攻撃が迫り又は現に発生したと認められる地域において、原則としてサイレンを用いて住民に伝達します。

また、避難に当たっては、大都市、離島、原子力事業所近接地域など、地域の特性に応じた対応を行います。

②避難住民等の救援に関する措置

国の対策本部長から指示を受けた都道府県知事が、避難住民等に対して収容施設の供与、食品・生活必需品の給与、医療の提供な

どの救援を実施します。食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めます。また、安否情報の収集・提供に当たっては、個人情報情報の保護及び報道の自由に配慮します。

③武力攻撃災害への対処

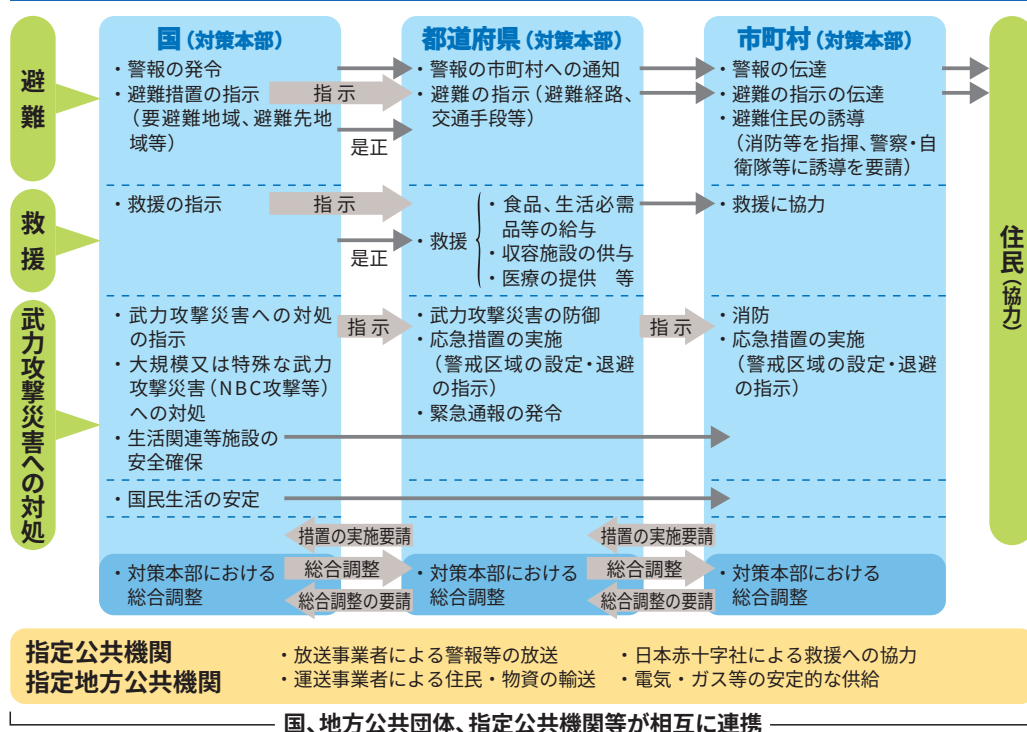
国、地方公共団体が、それぞれの役割分担に応じて、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に必要な措置を講じます。特に、原子力事業所などの生活関連等施設やNBC攻撃による災害への対処については、内閣総理大臣が関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難など必要な措置を実施します。

緊急対処事態

「緊急対処事態」は、武力攻撃事態対処法において、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態」と定義づけられています。

緊急対処事態においても、国主導の下、武力攻撃事態等における避難・救援・武力攻撃災害への対処等の国民保護措置に準じた措置を緊急対処保護措置として実施することとなります。

国民の保護に関する措置の仕組み



緊急対処事態の事例

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等）
- ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅や列車の爆破等）
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（炭疽菌やサリンの大量散布等）
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態（航空機による自爆テロ等）

国民保護措置の実施には 地方公共団体等と連携して訓練を実施

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確・迅速に実施するた

めには、国民保護に関する国民の理解を深めることが必要であり、

住民の問題意識の共有が計画の実効性を高める

片山 善博

鳥取県知事



3月25日に「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定されました。私は、この基本指針をととても高く評価しています。それは、策定過程で、地方の意見、現場に近いところにいる人たちの意見を積極的に聴いて策定されたからです。これまでの政府の取組の中で、これは希有な例ではないでしょうか。

今後、この基本指針をどのように運用していくかが一番のポイントです。基本指針の「基本的な方針」では重要なことが述べられていますが、それらが本当に実行できるかです。関係機関相互の連携協力が、各省の縦割り意識によって阻害されることはないだろうか、基本的人権の尊重に十分な目配りがなされるだろうか、国民の権利利益の救済が適切に行われるだろうか、国民に対する情報提供が迅速に実施されるだろうか……。これらの重要な項目を絵に描いた餅にさせないためには、役所自身の意識改革が求められてきます。

さらに、基本指針には、高齢者や障害者などに配慮するとありますが、災害時の援助物資を考える際、粉ミルク、おむつ、生理用品などは、男性だけの視点ではおそらく出てこないでしょう。準備を始める段階から、弱者の視点とともに、男女共同参画の視点が必要だと思います。

鳥取県では、政府に先行して国民保護計画の作成を進めてきました。また、住民避難マニュアルを独自につくり、シミュレーションも行っています。当初は、そのようなことは国か県が行うこととあまり関心を示さなかった市町村も、その後協働作業に加わるようになり、今では市町村を巻き込む形で作業を進めています。多分、鳥取県内の市町村は、全国で最も早い時期に国民保護計画をつくることになるでしょう。

今後、全国の自治体で、国民保護計画の作成が進められていきますが、市町村がどれだけその気になるかが一番重要になってきます。その際、鳥取県の経験から言えることは、住民の共通認識がないと市町村での計画づくりは難しいということです。自治会や町内会などのレベルで、住民一人一人に問題意識を共有してもらう努力を積み重ねていかなければなりません。

鳥取県では、県の職員を対象に、一人一役運動を始めています。消防団、自主防災組織、自治会、町内会、NPO、ボランティアなど、何でもいから一人一役以上やりましょうというものです。職場を離れ、地域活動に参加し、地域の問題に積極的にかわかることによって、地域の問題を自分の問題として考えることができるようにすることを目的としています。近年、地域の防災力は著しく低下してきています。消防団に若い人が少なくなったということも象徴的です。みんなで地域を支えていく努力——それは一人一人が地域に目を向けることから始まるのです。

平素から訓練や啓発を行うことにより、国民の協力の下で国民保護措置が実施できるようになっていることが重要です。

政府は、今後とも、国民保護に関する啓発を実施するとともに、平成十七年度中に、行政等の対処能力を向上させることなどを目的とした図上訓練と国民への啓発等を目的とした実動訓練の二種類の訓練を地方公共団体及び関係機関と連携して実施する予定です。

図上訓練では、対策本部の設置、警報の発令・通知など状況判断及び情報伝達に係る訓練を、また、実動訓練では、特定の地域に対する攻撃を想定し、住民の避難、避難住民の救援など実地的な訓練を行う予定です。各地方公共団体はもとより、国民の皆さんにも積極的に参加を呼びかけていく予定です。

(資料提供・内閣官房)

●問い合わせ先

内閣官房副長官補

(安全保障・危機管理担当) 付

電話 03-5253-2111(代)

首相官邸ホームページ

関連サイト紹介

<http://www.kantei.go.jp/>

トップページの「政策情報」に「国民の保護に関する基本指針」の概要と本文が掲載されている。

政 策
フラッシュ